

「金額・株数指定取引説明書」の改定にかかる新旧対照表

2024年10月

以下、2025年1月24日を効力発生日として改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

旧説明書記載箇所	旧	新
【14ページ】	<p style="text-align: center;">第2章 有価証券の取扱い</p> <p>5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他「自動スイング」にかかる留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>④ 第4章でご説明する「定期定額売買」を利用して「定期定額売却」を行う場合は、自動スイング機能は自動的に「OFF」となり、「ON」に変更できませんのでご注意ください。</u></p>	<p>5. 自動スイング機能を「ON」とした場合の取扱い</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他「自動スイング」にかかる留意事項</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
【21-22ページ】	<p style="text-align: center;">第3章 売買方法</p> <p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(略)</p> <p>(2) 注文に関する制限</p> <p>(略)</p> <p>① 金額指定売買の場合、原則として、発注する金額（概算注文金額）が1銘柄、100円以上100円単位となる金額での発注となります。</p> <p>② 株数指定売買の場合、原則として、概算注文金額が100円以上となる数量での発注となります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ 売却注文において、お客様の「金株口座」内で保有する同一銘柄にかかる合計数量を乗じて求められる概算注文金額が100円に満たない場合は、「全部売却」とさせていただきます。</p> <p>④ 買付注文の場合、原則として、概算注文金額の上限は1注文につき1千万円とさせていただきます。</p> <p>⑤ 「NISA口座」を指定した買付注文の場合、「株数指定」および「単元株化」を利用し発注することはできません。</p> <p>⑥ 2023年までの「ジュニアNISA口座」を指定した買付注文はできません。</p>	<p>1. 売買発注にかかる取決め</p> <p>(略)</p> <p>(2) 注文に関する制限</p> <p>(略)</p> <p>① 金額指定売買の場合、原則として、発注する金額（概算注文金額）が1銘柄、100円以上100円単位となる金額での発注となります。</p> <p>② 株数指定売買の場合、原則として、概算注文金額が100円以上となる数量での発注となります。</p> <p><u>③ 売却注文において、原則として、ETF・ETNを除き、1単元未満となる数量での発注となります。「全部売却」を利用する際もこの制限を適用いたします。</u></p> <p><u>④ 売却注文において、お客様の「金株口座」内で保有する同一銘柄にかかる合計数量を乗じて求められる概算注文金額が100円に満たない場合は、「全部売却」とさせていただきます。</u></p> <p><u>⑤ 買付注文の場合、原則として、概算注文金額の上限は1注文につき1千万円とさせていただきます。</u></p> <p><u>⑥ 「NISA口座」を指定した買付注文の場合、「株数指定」および「単元株化」を利用し発注することはできません。</u></p> <p><u>⑦ 2023年までの「ジュニアNISA口座」を指定した買付注文はできません。</u></p>

【28 ページ】	<p>4. 約定単価 (略)</p> <p><u>(3) スプレッド (調整率)</u> (略)</p> <p>第4章でご説明する「定期定額売買」において適用されるスプレッドも、上記のスプレッドが適用されます。</p>	<p>4. 約定単価 (略)</p> <p><u>(2) スプレッド (調整率)</u> (略)</p> <p>第4章でご説明する「定期定額買付」において適用されるスプレッドも、上記のスプレッドが適用されます。</p>
【33 ページ】	<p>第4章 定期定額売買</p> <p>定期定額売買とは、金額・株数指定取引を利用して、お客様があらかじめ指定した日付に、指定した取引対象銘柄を、指定した金額で、継続的に約定単価による買付け（以下「定期定額買付」といいます。）または売却（以下「定期定額売却」といいます。）の注文を行う機能をいいます。なお、お取扱店を通じて当該機能を利用することができません。</p> <p>定期定額買付は、一定の金額で定期的に株式を購入することで買付けのタイミングを分散し価格変動リスクを低減することができます。このような、買付け方法を「ドル・コスト平均法」といいます。</p> <p><u>一方、定期定額売却も同様に売却のタイミングを分散することで、価格変動リスクを低減することができます。定期定額売却の活用方法としては、例えば、年金の支給を受けているお客様の場合、年金の支払月でない月（奇数月）に定期的にお客様にとって必要な資金を現金化することなどがあります。</u></p> <p>本章では、定期定額売買にかかるお客様と当社の間の重要な取決め、および取引の方法等についてご説明します。</p>	<p>第4章 定期定額買付</p> <p>定期定額買付とは、金額・株数指定取引を利用して、お客様があらかじめ指定した日付に、指定した取引対象銘柄を、指定した金額で、継続的に約定単価による買付け（削除）の注文を行う機能をいいます。なお、お取扱店を通じて当該機能を利用することはできません。</p> <p>定期定額買付は、一定の金額で定期的に株式を購入することで買付けのタイミングを分散し価格変動リスクを低減することができます。このような、買付け方法を「ドル・コスト平均法」といいます。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p>本章では、定期定額買付にかかるお客様と当社の間の重要な取決め、および取引の方法等についてご説明します。</p>
【33-34 ページ】	<p>1. 定期定額売買の利用条件</p> <p>定期定額売買をご利用いただけるお客様は、第1章の「1. (2) 金額・株数指定取引をご利用できるお客様の範囲」に記載する条件に加え、以下の条件を満たしたお客様とします。</p> <p>(1) 定期定額売買をご利用いただけるお客様の範囲 (略)</p> <p><u>(3) 定期定額売却の利用条件</u> 自動スイング機能はすべての銘柄について自</p>	<p>1. 定期定額買付の利用条件</p> <p>定期定額買付をご利用いただけるお客様は、第1章の「1. (2) 金額・株数指定取引をご利用できるお客様の範囲」に記載する条件に加え、以下の条件を満たしたお客様とします。</p> <p>(1) 定期定額買付をご利用いただけるお客様の範囲 (略)</p>

	<p><u>動的に「OFF」となり、「ON」に変更できませんので注意が必要です。また、その後、定期定額売却のご利用を中止した場合でも、自動スイング機能は自動的には「ON」に切替わりませんのでお客様ご自身で「ON」の設定をしていただかなければなりません。自動スイング機能については第2章の「4. 自動振替」から「7. 単元株振替および自動振替にかかる免責事項」をご覧ください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(色付のテキストボックス)</u></p>	<u>(削除)</u>
	<p><u>(4) 利用条件にかかる留意事項</u></p> <p>定期定額売買の申込みを行っているお客様につきましては、「取引報告書」および「取引残高報告書」の「電子交付サービス」の契約の解除および「電子メールアドレス」の登録の削除はできませんので、あらかじめご了承ください。なお、お客様の電子メールアドレスが変更となった場合には、速やかに登録の変更をお願いいたします。</p>	<p><u>(3) 利用条件にかかる留意事項</u></p> <p>定期定額買付の申込みを行っているお客様につきましては、「取引報告書」および「取引残高報告書」の「電子交付サービス」の契約の解除および「電子メールアドレス」の登録の削除はできませんので、あらかじめご了承ください。なお、お客様の電子メールアドレスが変更となった場合には、速やかに登録の変更をお願いいたします。</p>
【34-37 ページ】	<p>2. 定期定額売買の申込み方法</p> <p>定期定額売買のご利用の申込みにあたっては、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、売買の別、金額指定）の入力に加え、継続的に売買を行う執行日を入力していただきます。指示事項を入力後、お客様には、入力内容をご確認いただき、当社が承諾した場合（設定に関する制限等に該当する場合は、お申込みできない場合があります。）に、定期定額売買の申込み（以下「設定」といいます。）が完了します。</p> <p><u>(1) 設定の受付時間</u></p> <p>定期定額売買の設定の受付時間は、日興イメージトレードのサービス時間中で、毎月 5 日、10 日、15 日、20 日、25 日の前営業日の午後 3 時から午後 8 時の時間帯を除いた時間帯となります。</p> <p><u>(2) 銘柄の指定（必須指定項目）</u></p> <p>定期定額売買を行う銘柄を指定していただきます。 「定期定額買付」または「定期定額売却」で、それぞれ 20 件までの銘柄指定が可能です。</p>	<p>2. 定期定額買付の申込み方法</p> <p>定期定額買付のご利用の申込みにあたっては、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、<u>（削除）</u>金額指定）の入力に加え、継続的に買付を行う執行日を入力していただきます。指示事項を入力後、お客様には、入力内容をご確認いただき、当社が承諾した場合（設定に関する制限等に該当する場合は、お申込みできない場合があります。）に、定期定額買付の申込み（以下「設定」といいます。）が完了します。</p> <p><u>(1) 設定の受付時間</u></p> <p>定期定額買付の設定の受付時間は、日興イメージトレードのサービス時間中で、毎月 5 日、10 日、15 日、20 日、25 日の前営業日の午後 3 時から午後 8 時の時間帯を除いた時間帯となります。</p> <p><u>(2) 銘柄の指定（必須指定項目）</u></p> <p>定期定額買付を行う銘柄を指定していただきます。 <u>20 件までの銘柄指定が可能です。金額・株数指定取引の取引対象銘柄の中から指定します。</u></p>

<p><u>① 定期定額買付の場合、金額・株数指定取引の取引対象銘柄の中から指定します。</u></p> <p><u>② 定期定額売却の場合、「金株口座」においてお客様が保有する銘柄の中から指定します。</u></p> <p><u>※ 定期定額売却を行う場合において、取引対象銘柄が「保護預り口座」にある場合は、「単元株振替」を利用して「金株口座」へ振替を行ってからご利用ください。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(色付きテキストボックス)</p> <p>銘柄の指定にかかる留意事項</p> <p>以下の銘柄については、定期定額<u>売買</u>のご利用ができません。</p> <p>(略)</p>	<p>(色付きテキストボックス)</p> <p>銘柄の指定にかかる留意事項</p> <p>以下の銘柄については、定期定額<u>買付</u>のご利用ができません。</p> <p>(略)</p>
<p>(色付きテキストボックス終わり)</p> <p>(3) 株式譲渡益課税にかかる管理口座区分の指定（必須指定項目）</p> <p>「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」のいずれかを指定します。定期定額売却の場合は、<u>指定した銘柄の株式譲渡益課税にかかる管理口座区分により自動的に指定されます。なお、定期定額売却については、2023年までの「ジュニアNISA口座」の指定も可能です。</u></p>	<p>(色付きテキストボックス終わり)</p> <p>(3) 株式譲渡益課税にかかる管理口座区分の指定（必須指定項目）</p> <p>「特定口座」、「一般口座」、「NISA口座」のいずれかを指定します。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(色付きテキストボックス)</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 定期定額買付の発注については、「第4章 定期定額<u>売買</u>」の「5. 定期定額<u>売買</u>の発注形態」をご覧ください。</p> <p>(色付きテキストボックス終わり)</p>	<p>(色付きテキストボックス)</p> <p>(略)</p> <p>④ (略) 定期定額買付の発注については、「第4章 定期定額<u>買付</u>」の「5. 定期定額<u>買付</u>の発注形態」をご覧ください。</p> <p>(色付きテキストボックス終わり)</p>
<p>(4) <u>売買月・売買日</u>の指定（必須指定項目）</p> <p>定期定額<u>売買</u>を行う執行月（以下「<u>売買月</u>」といいます。）を指定します。さらに、当該<u>売買月</u>にかかる執行日（以下「<u>売買日</u>」といいます。）を指定します。</p> <p><u>売買月</u>および<u>売買日</u>は、以下の指定ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>売買月</u>…毎月、奇数月、偶数月 ● <u>売買日</u>…5日、10日、15日、20日、2 	<p>(4) <u>買付月・買付日</u>の指定（必須指定項目）</p> <p>定期定額<u>買付</u>を行う執行月（以下「<u>買付月</u>」といいます。）を指定します。さらに、当該<u>買付月</u>にかかる執行日（以下「<u>買付日</u>」といいます。）を指定します。</p> <p><u>買付月</u>および<u>買付日</u>は、以下の指定ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>買付月</u>…毎月、奇数月、偶数月 ● <u>買付日</u>…5日、10日、15日、20日、2

<p>5日</p> <p>※ 売買日が営業日でない場合は、直後の営業日を<u>売買日</u>とします。</p> <p>(5) 金額の指定（必須指定項目）</p> <p>1銘柄（1管理口座区分）1売買日につき100円以上、100円単位で金額を指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。なお、株数指定による定期定額<u>売買</u>はできません。</p> <p>（色付きテキストボックス）</p> <p>約定金額にかかる留意事項</p> <p>金額・株数指定取引では、約定数量について小数点以下第6位の切捨て処理が発生することから、約定金額が指定された金額を下回る場合があります。</p> <p><u>また、定期定額売却において、概算注文金額が指定された金額に満たない場合は「全部売却」となりますが、この場合も約定金額が指定された金額を下回る場合があります。</u></p> <p>（色付きテキストボックス終わり）</p> <p>(6) 買付金額の増額（任意指定項目）</p> <p>定期定額買付では、買付金額の増額を行う<u>売買月</u>（以下「積増月」といいます。）を最大2つ指定することができます。ただし、<u>売買月</u>が「奇数月」の場合は奇数月から、「偶数月」の場合は偶数月からの指定となります。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 約定単価による定期定額売買</p> <p>定期定額売買における売買価格は、取引対象銘柄の東京証券取引所における前場始値を基準に算出した「約定単価」となります。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 同一銘柄の設定にかかる制限</p> <p>同一銘柄に関して、以下の設定はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既に定期定額<u>売買</u>を設定されている銘柄の反対売買の設定 ② 既に定期定額買付を設定している銘柄と管理口座区分ならびに<u>買付</u>を行う<u>売買日</u>が同一となる定期定額買付の設定 ③ 既に定期定額<u>売却</u>を設定している銘柄と管 	<p>5日</p> <p>※ 買付日が営業日でない場合は、直後の営業日を<u>買付日</u>とします。</p> <p>(5) 金額の指定（必須指定項目）</p> <p>1銘柄（1管理口座区分）1売買日につき100円以上、100円単位で金額を指定します。ただし、100万円以上の指定はできません。なお、株数指定による定期定額<u>買付</u>はできません。</p> <p>（色付きテキストボックス）</p> <p>約定金額にかかる留意事項</p> <p>金額・株数指定取引では、約定数量について小数点以下第6位の切捨て処理が発生することから、約定金額が指定された金額を下回る場合があります。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（色付きテキストボックス終わり）</p> <p>(6) 買付金額の増額（任意指定項目）</p> <p>定期定額買付では、買付金額の増額を行う<u>買付月</u>（以下「積増月」といいます。）を最大2つ指定することができます。ただし、<u>買付月</u>が「奇数月」の場合は奇数月から、「偶数月」の場合は偶数月からの指定となります。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 約定単価による定期定額買付</p> <p>定期定額買付における売買価格は、取引対象銘柄の東京証券取引所における前場始値を基準に算出した「約定単価」となります。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 同一銘柄の設定にかかる制限</p> <p>同一銘柄に関して、以下の設定はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既に定期定額<u>買付</u>を設定している銘柄の反対売買の設定 ② 既に定期定額買付を設定している銘柄と管理口座区分ならびに<u>買付日</u>が同一となる定期定額買付の設定 <p><u>（削除）</u></p>
---	---

【38ページ】	<p>3. 定期定額売買の設定にかかる適用</p> <p><u>定期定額売買を新たにご利用になる場合や条件を変更する場合に、設定を行ってから実際に注文の発注が開始または条件が変更となるまでに要する期間は、「定期定額買付」と「定期定額売却」の場合で異なりますのでご注意ください。</u></p> <p>(1) 定期定額買付の場合</p> <p>定期定額買付を始める<u>売買日</u>の前営業日午後3時までに行った設定は、当該<u>売買日</u>から有効となります。</p> <p>例えば、9日（営業日）の午後3時までに、「<u>売買月を毎月、売買日を10日</u>」に設定した場合は、翌日10日（営業日）を執行日とする買付注文から発注が開始され、9日（営業日）の午後8時以降に、同様の設定をした場合は、翌月10日を執行日とする買付注文から発注が開始されます。</p> <p>(2) 定期定額売却の場合</p> <p><u>定期定額売却を始める売買月の前月最終営業日の4営業日前の午後5時までに行った設定は翌月から有効となります。</u></p> <p>例えば、<u>定期定額売却を始める売買月の前月最終営業日の4営業日前が3月27日の場合で、3月27日の午後5時までに、「売買月を毎月、売買日を10日」と設定した場合、翌月の4月10日（営業日）を執行日とする売却注文から発注が開始され、3月27日の午後5時以降に、同様の設定をした場合、翌々月の5月10日（営業日）を執行日とする売却注文から発注が開始されます。</u></p> <p>〔定期定額売却で売買月を毎月、売買日を10日と設定した場合の具体例〕</p> <p>(略)</p> <p>〔定期定額売却で売買月を奇数月、売買日を10日と設定した場合の具体例〕</p> <p>(略)</p> <p>(3) 次回売買日の確認方法</p> <p>次回到来する定期定額<u>売買</u>の<u>売買日</u>は、日興イージートレードのウェブサイトでご確認いただけます。</p>	<p>3. 定期定額買付の設定にかかる適用</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 定期定額買付の設定にかかる適用</p> <p>定期定額買付を始める<u>買付日</u>の前営業日午後3時までに行った設定は、当該<u>買付日</u>から有効となります。</p> <p>例えば、9日（営業日）の午後3時までに、「<u>買付月を毎月、買付日を10日</u>」に設定した場合は、翌日10日（営業日）を執行日とする買付注文から発注が開始され、9日（営業日）の午後8時以降に、同様の設定をした場合は、翌月10日を執行日とする買付注文から発注が開始されます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 次回買付日の確認方法</p> <p>次回到来する定期定額<u>買付</u>の<u>買付日</u>は、日興イージートレードのウェブサイトでご確認いただけます。</p>
---------	--	--

【40ページ】	<p>4. 定期定額売買の設定の変更または削除</p> <p>定期定額売買の設定内容について、変更または削除を行うことができます。</p> <p>(1) 設定の変更</p> <p>定期定額売買の個別の設定毎に「売買月」、「売買日」、「金額」、「積増月」、「積増月買付金額」の変更ができます。ただし、「銘柄」、「管理口座区分」については変更することができませんので、一旦削除のうえ、新規に設定してください。</p> <p>(2) 設定の削除</p> <p>定期定額売買の個別の設定毎に削除ができます。 なお、「定期定額買付」または「定期定額売却」の設定別の一括削除もできます。</p> <p>(3) 設定の変更または削除にかかる適用</p> <p>設定の変更は、新規の設定と同様となりますので、本章の「3. 定期定額売買の設定にかかる適用」をご覧ください。 設定の削除は、営業日午後3時までに削除したものについて、翌日以降に到来する「売買日」より削除が適用されます。</p>	<p>4. 定期定額買付の設定の変更または削除</p> <p>定期定額買付の設定内容について、変更または削除を行うことができます。</p> <p>(1) 設定の変更</p> <p>定期定額買付の個別の設定毎に「買付月」、「買付日」、「金額」、「積増月」、「積増月買付金額」の変更ができます。ただし、「銘柄」、「管理口座区分」については変更することができませんので、一旦削除のうえ、新規に設定してください。</p> <p>(2) 設定の削除</p> <p>定期定額買付の個別の設定毎に削除ができます。 なお、定期定額買付の設定別の一括削除もできます。</p> <p>(3) 設定の変更または削除にかかる適用</p> <p>設定の変更は、新規の設定と同様となりますので、本章の「3. 定期定額買付の設定にかかる適用」をご覧ください。 設定の削除は、営業日午後3時までに削除したものについて、翌日以降に到来する「買付日」より削除が適用されます。</p>
【40-41ページ】	<p>5. 定期定額売買の発注形態</p> <p>定期定額売買にかかる注文は、売買日前営業日の午後4時30分（ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）に自動的に発注されます。</p> <p>(1) 定期定額売買の発注形態</p> <p>定期定額売買の発注形態は、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、売買の別、金額指定）に加え、執行日が指定された注文となります。（追加）</p> <p>① 定期定額買付の場合、「金額指定買付」となります。 ② 定期定額売却の場合、「金額指定売却」となります。なお、概算注文金額が指定された売却金額に満たない場合は、「全部売却」となります。</p> <p>(2) 注文の取消し</p> <p>定期定額売買により自動的に発注された注文についても、通常の金額・株数指定取引の注文と</p>	<p>5. 定期定額買付の発注形態</p> <p>定期定額買付にかかる注文は、売買日前営業日の午後4時30分（ただし、権利付売買最終日の銘柄は午後8時）に自動的に発注されます。</p> <p>(1) 定期定額買付の発注形態</p> <p>定期定額買付の発注形態は、金額・株数指定取引にかかる基本的な指示事項（銘柄、(削除)金額指定）に加え、執行日が指定された注文であり、「金額指定買付」となります。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 注文の取消し</p> <p>定期定額買付により自動的に発注された注文についても、通常の金額・株数指定取引の注文と</p>

	<p>同様に注文受付時間中（最終受付時間：売買日当日の午前8時まで）であれば、「取消し」を受付けます。</p>	<p>同様に注文受付時間中（最終受付時間：買付日当日の午前8時まで）であれば、「取消し」を受付けます。</p>
【41-43 ページ】	<p>6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項</p> <p>お客様には、定期定額売買をご利用いただくにあたって、以下の点について同意していただきます。</p> <p>(1) 注文の失効にかかる同意事項</p> <p>当社は、お客様の定期定額売買の注文を発注する前に、お客様が設定した注文内容について確認を行います。その際、以下の事由に該当する場合は、お客様が指定した売買日における定期定額売買の注文が失効となる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 定期定額買付の設定の場合、お客様の証券取引口座の買付可能額が、売買日にお客様が設定した買付金額（当該売買日において、複数の銘柄を設定していた場合はその総額）に満たない場合 ※ 例えば、A銘柄、B銘柄、C銘柄を毎月10日に各1万円買付ける設定（合計3万円）を行っている場合、買付可能額が3万円に満たない場合、A銘柄、B銘柄、C銘柄のすべての買付けが行われないことになります。</p> <p>⑥ 定期定額売却の設定の場合、売買日にお客様が設定した銘柄の残高（有価証券持分等）が「金融口座」にない場合</p> <p>⑦ お客様が設定した銘柄の売買日が、株式併合（減資）に伴う権利落ち日から効力発生日の間に該当する場合</p> <p>⑧ 取引所金融商品市場の閉鎖となる事由が発生した場合</p> <p>⑨ 法令・諸規則等の変更により金額・株数指定取引に制限や規制が課せられた場合</p> <p>⑩ その他、不可抗力により定期定額売買の発注が行えないと当社が判断した場合</p> <p>(2) 約定の不成立にかかる同意事項</p> <p>お客様の定期定額売買にかかる注文が発注された後に、第3章の「6. 約定を不成立とする場合」に該当する場合は、お客様が指定した売買日の注文にかかる約定の全部または一部が不成立となる場合があります。</p> <p>なお、本章の「2. (7) 約定単価による定期定額売買」に記載する場合（後場始値を基準に算出した「約定単価」により取引を行う場合）を除き、約定の全部または一部が不成立となつた場合に</p>	<p>6. 定期定額買付の取引制限等にかかる同意事項</p> <p>お客様には、定期定額買付をご利用いただくにあたって、以下の点について同意していただきます。</p> <p>(1) 注文の失効にかかる同意事項</p> <p>当社は、お客様の定期定額買付の注文を発注する前に、お客様が設定した注文内容について確認を行います。その際、以下の事由に該当する場合は、お客様が指定した買付日における定期定額買付の注文が失効となる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ (追加)、お客様の証券取引口座の買付可能額が、買付日にお客様が設定した買付金額（当該買付日において、複数の銘柄を設定していた場合はその総額）に満たない場合 ※ 例えば、A銘柄、B銘柄、C銘柄を毎月10日に各1万円買付ける設定（合計3万円）を行っている場合、買付可能額が3万円に満たない場合、A銘柄、B銘柄、C銘柄のすべての買付けが行われないことになります。</p> <p>(削除)</p> <p>⑥ お客様が設定した銘柄の買付日が、株式併合（減資）に伴う権利落ち日から効力発生日の間に該当する場合</p> <p>⑦ 取引所金融商品市場の閉鎖となる事由が発生した場合</p> <p>⑧ 法令・諸規則等の変更により金額・株数指定取引に制限や規制が課せられた場合</p> <p>⑨ その他、不可抗力により定期定額買付の発注が行えないと当社が判断した場合</p> <p>(2) 約定の不成立にかかる同意事項</p> <p>お客様の定期定額買付にかかる注文が発注された後に、第3章の「6. 約定を不成立とする場合」に該当する場合は、お客様が指定した買付日の注文にかかる約定の全部または一部が不成立となる場合があります。</p> <p>なお、本章の「2. (7) 約定単価による定期定額買付」に記載する場合（後場始値を基準に算出した「約定単価」により取引を行う場合）を除き、約定の全部または一部が不成立となつた場合に</p>

	<p>は、当該日および翌日以降の定期定額売買の注文の繰越しはありません。</p> <p>(3) 設定の自動削除にかかる同意事項</p> <p>以下の事由に該当した場合は、お客様の定期定額売買の設定は自動的に削除（以下「自動削除」といいます。）されますので、ご注意ください。</p> <p>（略）</p> <p>① 累積失効回数による設定の自動削除 定期定額売買の注文について、上記「(1) 注文の失効にかかる同意事項」に記載する一定の事由の発生によりお客様が指定した売買日の注文が失効となった場合、個別の設定毎に注文失効の回数が累積されます。3回連続で失効すると当該設定は自動的に削除されますので注意が必要です。 なお、設定の変更および注文が設定した内容で発注された場合は、失効回数はゼロに戻ります。また、お客様ご自身で定期定額売買の注文を取消された場合は、失効の回数は累積されません。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 注文の継続発注にかかる同意事項</p> <p>金額・株数指定取引にかかる約款または本説明書の改定が行われた場合であっても、改定前にお客様が設定した定期定額売買の設定条件に基づき当社は継続的に注文の発注を行います。</p> <p>（略）</p>	<p>は、当該日および翌日以降の定期定額買付の注文の繰越しはありません。</p> <p>(3) 設定の自動削除にかかる同意事項</p> <p>以下の事由に該当した場合は、お客様の定期定額買付の設定は自動的に削除（以下「自動削除」といいます。）されますので、ご注意ください。</p> <p>（略）</p> <p>① 累積失効回数による設定の自動削除 定期定額買付の注文について、上記「(1) 注文の失効にかかる同意事項」に記載する一定の事由の発生によりお客様が指定した買付日の注文が失効となった場合、個別の設定毎に注文失効の回数が累積されます。3回連続で失効すると当該設定は自動的に削除されますので注意が必要です。 なお、設定の変更および注文が設定した内容で発注された場合は、失効回数はゼロに戻ります。また、お客様ご自身で定期定額買付の注文を取消された場合は、失効の回数は累積されません。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 注文の継続発注にかかる同意事項</p> <p>金額・株数指定取引にかかる約款または本説明書の改定が行われた場合であっても、改定前にお客様が設定した定期定額買付の設定条件に基づき当社は継続的に注文の発注を行います。</p> <p>（略）</p>
【45 ページ】	<p>第5章 金額・株数指定取引におけるリスク</p> <p>3. 有価証券の取扱いに関するリスク</p> <p>（略）</p> <p>② 最低売買単位の整数倍となる有価証券（単元株に相当する有価証券持分等）を「金株口座」で保有する場合においても通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使や株式分割にかかる当該新株の売却期間に一定の制限が課せられます。特に、定期定額売却の利用により自動スイング機能が自動的に「O F F」となる場合は、十分にご注意ください。</p>	<p>3. 有価証券の取扱いに関するリスク</p> <p>（略）</p> <p>② 最低売買単位の整数倍となる有価証券（単元株に相当する有価証券持分等）を「金株口座」で保有する場合においても通常の株主等の権利（自益権、共益権）の行使や株式分割にかかる当該新株の売却期間に一定の制限が課せられます。<u>（削除）</u></p>
【46 ページ】	<p>4. 売買取引に関するリスク</p> <p>金額・株数指定取引における売買取引にかかる</p>	<p>4. 売買取引に関するリスク</p> <p>金額・株数指定取引における売買取引にかかる</p>

	<p>リスクは以下のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 定期定額売買をご利用の場合、第4章の「6. 定期定額売買の取引制限等にかかる同意事項」に記載する一定の事由が発生した場合、お客様が指定した売買日における定期定額売買の注文が失効となる場合があります。なお、3回連続で失効すると当該定期定額売買の設定が自動的に削除されます。</p>	<p>リスクは以下のとおりです。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 定期定額買付をご利用の場合、第4章の「6. 定期定額買付の取引制限等にかかる同意事項」に記載する一定の事由が発生した場合、お客様が指定した買付日における定期定額買付の注文が失効となる場合があります。なお、3回連続で失効すると当該定期定額買付の設定が自動的に削除されます。</p>
--	--	--

以上